

# 安齋先生の技術通信

2008年  
6月号



技術顧問・理事  
安齋 正弘 先生

ミャンマーのサイクロン、中国・四川省の大地震。何と言う年でしょうか。それにしても自然のチカラは人智をはるかに超えて、人間達の小ささを痛感させられます。しかし、予防もさることながら「起きてしまった後の対応」がどれほど大切かも同時に知らされます。天災を人災にしないで欲しいものです。

さて私達は災害を最小にする為の「備え」のため、学習を続けましょう。

## 1. 適用の範囲（令40条）

令40条～令49条の木造に関する規定は、木造の建築物や、その他の構造と併用する建築物の木造部分に適用する。ただし、茶室、あずまや、延べ面積が10㎡以下の物置等については適用しない。

## 2. 木材（令41条）

構造耐力上主要な部分（令1条第3項）に使用する木材は、耐力上の欠点がないものを使用しなければならない。

## 3. 土台及び基礎（令42条）

①構造耐力上主要な部分である柱で、最下階に使用するものの下部は原則として、土台を設けなければならない。

②土台は、原則として、基礎に緊結しなければならない。

### 【土台の種類】

1) 土台 柱の腐朽を防止するために直接コンクリートに接しないようにし、柱を支えるためのもので、荷重伝達の役割から見ると次のようになる。

- ・ 軸圧縮 : 局部横圧縮(接触めり込み耐力と変形防止)
- ・ 軸引っ張り: 込み栓や金物(VP、CP-L、CP-T、HD金物等)
- ・ せん断力 : ほぞの接触抵抗

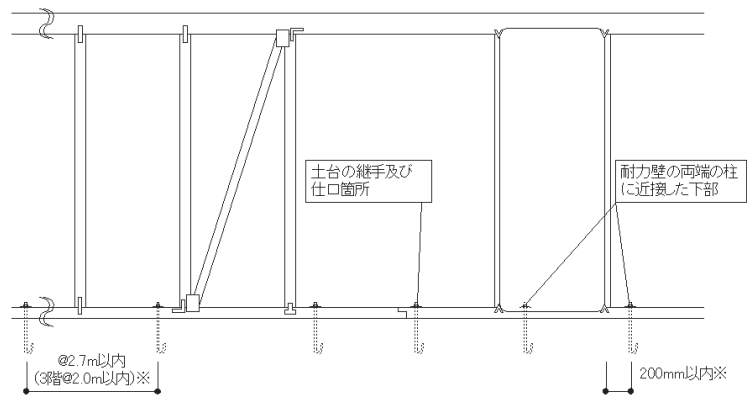
2) 火打ち土台 令46条第3項では、「床組及び小屋梁の隅角部には火打ちを使用し、小屋組には振れ止めを設けなければならない」と定められています。

3) 床下換気(基礎に換気口を設けるかねこ土台とする) ねこ土台はコンクリートの断面欠損がないので、基礎の強度低下がなく構造的にも有利です。

### 【土台と基礎の緊結】

柱の引抜けや水平せん断力に抵抗するためには、土台を基礎に固定するため、アンカーボルトを設ける。必要箇所については、右記のとおりである。

土台下面の座金等で止めているHD金物は、応力伝達機能が違い、この場合は近くへアンカーボルトを基礎に固定する必要があります。



※住宅金融公庫仕様書(平成17年度)より

～次号は柱の小径(令43条)から記載します。～

技術的なご質問・ご相談などは・・・

TEL : 048-224-8316 (川口事務局)

メール : question@mokutaikyo.com

FAX : 048-224-8315

まで、お気軽にどうぞ！！